

項目	条例素案	検討委員会報告書
前文	<p>次のとおり前文を定めます。</p> <p>前文</p> <p>私たちのまち川崎市は、<u>多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、わが国産業を支える拠点を擁した多様な顔をもつ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。</u></p> <p><u>今、成長と拡大を基調とした社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められるなかで、あらためて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と市政自治体の関係はどうあるべきかが問われています。</u></p> <p><u>私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることをあらためて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県との対等で相互協力の関係に立って、自立的な自治体運営を確保する必要があります。</u></p> <p><u>こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加、協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区のあり方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治の拡充及び推進を図るため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。</u></p> <p><u>そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会を次の世代に引き継ぎ、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいに満ちた市民都市・川崎」の創造を目指します。</u></p>	<p>1 前文について</p> <p><u>私たちのまち川崎市は、多摩川に沿って東京湾から西北に伸びる地域に、緑豊かな多摩丘陵の恵みと我が国の産業を今も支える拠点を擁した多様な顔をもつ都市として、また、公害や急増する人口への対応など、成長する大都市が抱えた課題の克服に全市民の英知を結集した歴史と教訓を今に生かしながら、活力とうるおいに満ちた都市への歩みを進めてきました。</u></p> <p><u>少子高齢社会の到来や国際化、高度情報化の進展、産業構造の変化、地球規模での環境重視型社会への移行などにより、市民の生活様式や価値観も多様化し、私たちを取り巻く環境は大きく変化して克服すべき様々な課題に直面しています。</u></p> <p><u>私たちのまちを、より暮らしやすく、より心豊かに感じられるまちにするためには、市民が互いに協力しあって、こうした課題の克服と変化への的確な対応を図ることが必要です。</u></p> <p><u>課題克服に向けての取組は、まちづくりそのものであり、これからのまちづくりには、市民が主体となり、市政情報を行政・議会と共有しながら、市政に積極的に参加するとともに、互いに協力して活動する協働が重要です。</u></p> <p><u>また、私たちは、真摯なまちづくり活動が持続可能な社会を後の世代に引き継ぐものと確信するとともに、平和な環境のもとでこそ、その目的が果たされることを深く認識し、恒久平和が世界に広く築かれていくことを強く希求します。</u></p> <p><u>「自分たちが住むまちのことは自分たちが主体で決め、自分たちで行っていく。」という市民自治の原点を踏まえ、誰もが川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重され、活力に満ち、互いの心が響き合う「自治のまち・川崎市」の実現を目指し、ここに「川崎市自治基本条例」を制定します。</u></p>

項目	条例素案	検討委員会報告書
第1	総則	
目的	<p>1 目的</p> <p><u>この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区のあり方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とすることを定めます。</u></p>	
位置付け等	<p>2 位置付け等</p> <p>(1) <u>この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ることを定めます。</u></p> <p>(2) <u>市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていくことを定めます。</u></p>	<p>3 条例の位置付け</p> <p>この条例は、<u>川崎市の自治の基本</u>について定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨及び目的との整合性を保たなくてはなりません。</p>
定義	<p>3 定義</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによることを定めます。</p> <p>(1) <u>市民</u> <u>本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。</u></p> <p>(2) <u>参加</u> <u>市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。</u></p> <p>(3) <u>協働</u> <u>市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。</u></p>	<p>4 定義</p> <p>この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによります。</p> <p><u>市民</u> <u>市内に住所を有する人、市内で働き又は学ぶ人並びに市内で活動する人及び団体をいいます。</u></p> <p><u>参加</u> <u>市民が、暮らしやすい地域社会をつくるためのまちづくりに主体的にかかわり、行動することをいいます。</u></p> <p><u>協働</u> <u>市民と議会又は市の執行機関が共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。</u></p>

項目	条例素案	検討委員会報告書
基本理念	<p>4 基本理念</p> <p><u>市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指すことを定めます。</u></p> <p>(1) <u>市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本に、主権者としてのその総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。</u></p> <p>(2) <u>市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。</u></p> <p>(3) <u>市は、国及び神奈川県との対等で、相互協力の関係に基づいた自律的な運営を図り、自治体としての自立を確保すること。</u></p>	<p>5 市民自治の基本理念</p> <p><u>私たちは、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本に、主権者である市民の総意によって川崎市を設立し、市民社会における自治運営の一部を信託しています。</u></p> <p><u>私たちは、信託した市政に主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現されるまちの創造を目指します。</u></p> <p>また、市は国・県との対等・協力関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保します。</p>
自治運営の基本原則	<p>5 自治運営の基本原則</p> <p>(1) <u>市民及び市は、次の各号に掲げる原則に基づき、当該各号に定めるところにより自治の運営を行うことを定めます。</u></p> <p>ア 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。</p> <p>イ 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。</p> <p>ウ 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働が行われること。</p> <p>(2) <u>市は、参加又は協働による自治の運営に当たっては、参加又は協働しないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにすることを定めます。</u></p>	<p>6 自治運営の基本原則</p> <p>(情報共有の原則)</p> <p><u>市民、議会及び市の執行機関は、市のまちづくり(以下「市政」という。)に関する情報を共有し、自治を推進します。</u></p> <p>(参加の原則)</p> <p><u>市政は、市民の参加のもとで行われることを基本とします。</u></p> <p><u>参加は、市民の自由意思に基づくものであり、議会及び市の執行機関は、参加しないことによって市民が不利益を受けないよう配慮しなければなりません。</u></p> <p>(協働の原則)</p> <p><u>市民と議会又は市の執行機関は、暮らしやすい地域社会の実現のために、市民自治の推進を目的として、協働することを基本とします。</u></p> <p><u>協働は、市民の自由意思に基づくものであり、議会及び市の執行機関は、協働しないことによって市民が不利益を受けないよう配慮しなければなりません。</u></p>

項目	条例素案	検討委員会報告書
第2 自治運営を担う主体の役割、責務等		
第一 市民		
市民の権利	<p>1 市民の権利</p> <p>市民は、<u>すべて人として尊重され、平和で良好な環境の中で自らの生命、自由及び幸福を追求し、自己実現を図ることができるとともに、自治運営を推進するために、次に掲げることができることを定めます。</u></p> <p>(1) 市政に関する情報を知ること。 (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。 (3) 市政に対する意見を表明し、提案すること。 (4) 行政サービスを受けること。</p>	<p>(1) 市民の権利 <u>(包括的な権利)</u> 市民は、<u>すべて個人として尊重され、平和で良好な環境の中で自己実現を図り、生命、自由及び幸福追求に対する権利を持ちます。</u> <u>(知る権利)</u> 市民は、<u>市政に関する情報を知る権利を持ちます。</u> <u>(参加する権利)</u> 市民は、<u>市の政策形成や計画の決定過程、事業の実施及び評価など市政の各段階で参加する権利を持ちます。</u> <u>(意見を表明し、提案する権利)</u> 市民は、<u>市政に対する意見を表明し、また提案する権利を持ちます。</u> <u>(行政サービスを享受する権利)</u> 市民は、<u>条例等の定めるところにより、行政サービスをひとしく受ける権利を持ちます。</u></p>
市民の責務	<p>2 市民の責務</p> <p>市民は、<u>自治運営において、次に掲げることを行うことを定めます。</u></p> <p>(1) <u>互いの自由と人格を尊重し合うこと。</u> (2) <u>参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。</u> (3) <u>次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。</u> (4) 市政運営に伴う負担を分担すること。</p>	<p>(2) 市民の責務</p> <p>市民は、<u>ともに社会の一員であることを自覚し、互いの自由と人格を尊重しあう責務を持ちます。</u></p> <p>市民は、<u>自らの暮らしや活動が、世代を超えて、地球環境に影響を及ぼすことを自覚し、持続可能な地域社会を保全する責務を持ちます。</u></p> <p>市民は、<u>参加及び協働に当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。</u></p> <p>市民は、<u>市政運営に伴う負担を分担する責務を持ちます。</u></p>
事業者の社会的責任	<p>3 事業者の社会的責任</p> <p>事業者は、<u>地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めることを定めます。</u></p>	<p>(3) 事業者の社会的責任</p> <p>事業者は、<u>地域社会を構成する一員として、その社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与するよう努めなければなりません。</u></p>

項目	条例素案	検討委員会報告書
コミ ユニ ティ	<p>4 地域社会におけるコミュニティの尊重</p> <p>(1) 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、<u>コミュニティ(居住地又は関心若しくは目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)</u>をそれぞれの自由意思に基づいて<u>形成することができる</u>ことを定めます。</p> <p>(2) 市民及び市は、<u>暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重</u>することを定めます。</p> <p>(3) 市は、<u>コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進</u>することを定めます。</p>	<p>(4) コミュニティ</p> <p>(<u>地域におけるコミュニティの尊重</u>)</p> <p>市民は、暮らしやすい地域社会を築くことを目指して、<u>多様なつながりによって形成されるコミュニティを、それぞれの自由意思に基づいてつ</u> <u>ることが</u>できます。</p> <p>市民及び市は、<u>まちづくりの重要な担い手である地域におけるコミュニ</u> <u>ティの役割を尊重</u>します。</p> <p>(<u>市とコミュニティの関係</u>)</p> <p>市は、<u>コミュニティの自主性・自立性を尊重しながら、それにかかわる施</u> <u>策を推進</u>します。</p>
第二 議会		
議会	<p>1 議会の設置</p> <p>市に、<u>議事機関として、選挙によって選ばれる議員で構成される議会の設</u> <u>置を定</u>めます。</p> <p>2 議会の権限と責務</p> <p>(1) 議会は、<u>市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等</u> <u>を行うこと</u>を定めます。</p> <p>(2) 議会は、<u>前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が反映されるよう</u> <u>必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民へ説明するこ</u> <u>とにより情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めること</u>を定めます。</p>	<p>2 議会</p> <p>(<u>議会の設置及び議員の宣誓</u>)</p> <p>市に、<u>住民の直接選挙によって選ばれた議員で構成される議事機関とし</u> <u>て、議会を設置</u>します。</p> <p><u>議員は、その就任に当たり、憲法、この条例その他の法令を遵守し、主</u> <u>権者としての市民の信託に基づく市政を担う者として、誠実かつ公正に職</u> <u>務を遂行することを宣誓するもの</u>とします。</p> <p>(<u>議会の権限と責務</u>)</p> <p>議会は、<u>市の重要な意思決定及び行政運営の監視を行い、議会としての</u> <u>意見を国会又は関係行政庁に提出すること等の権限を行使</u>します。</p> <p>議会は、<u>前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が反映されるよう</u> <u>に十分な議論を行うとともに、市民にわかりやすく、開かれた議会運営に</u> <u>努めなければなりません。</u></p> <p><u>議会は、議会活動に関する情報を市民に説明する等、市民との情報共有</u> <u>を図るとともに、市民からの提案等に対して応答するよう努めなければな</u> <u>りません。</u></p>

項目	条例素案	検討委員会報告書
第二	議会	
	<p>3 議員の役割と責務</p> <p>(1) 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの確かな判断を行うことにより議会がその権限を適切に行使できるよう努めることを定めます。</p> <p>(2) 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めることを定めます。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>議員は、この条例の理念を十分認識するとともに、地域の課題や市民の意見を把握し、市政全体の観点からの確かな判断を行うことにより、議会がその機能を十分発揮できるよう努めなければなりません。</p> <p>議員は、議会活動をさまざまな方法で、わかりやすく市民に伝えることにより、市政に関する情報の共有に努めなければなりません。</p>
第三	執行機関	
	執行機関	
執行機関	<p>1 市長の設置</p> <p>市に、選挙によって選ばれる市の代表である市長の設置を定めます。</p> <p>2 市長その他の執行機関の権限、責務等</p> <p>(1) 市長は、この条例に基づいて自治運営を推進するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使することを定めます。</p> <p>(2) 執行機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4に規定する執行機関をいいます。以下同じ。)は、自らの判断と責任においてその所管する職務を誠実に執行するとともに、執行機関相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮することを定めます。</p> <p>(3) 職員は、市民と共に自治を推進する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行することを定めます。</p>	<p>(1) 市長その他の執行機関</p> <p>(市長の設置)</p> <p>市に、住民の直接選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。</p> <p>(市長その他の執行機関の権限、責務等)</p> <p>市長は、あらゆる施策を通じて市民生活と自治を守り、発展させるため、市の代表として、市政運営の方針を定め、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。</p> <p>執行機関(市長を除く。)は、その所管する職務において市民生活と自治を守り、発展させるため、市長の総合的な調整の下、その権限を行使します。</p> <p>市長その他の執行機関は、行政運営の項に定める事項に従い、誠実かつ公正にその職務を管理し、及び執行しなければなりません。</p> <p>市の機関に属する職員は、市民とともに自治を担う者としての認識に立ち、憲法、この条例その他の法令を遵守し、職務を誠実かつ公正に執行しなければなりません。</p> <p>(市長等の宣誓)</p> <p>市長、助役、収入役、執行機関の委員及び任命に当たり議会の同意を必要とする附属機関の委員は、その就任に当たり、憲法、自治基本条例その他の法令を遵守し、主権者としての市民の信託に基づく市政を担う者として誠実かつ公正に職務を遂行することを宣誓するものとします。</p>

項目	条例素案	検討委員会報告書
第三	執行機関	
	行政運営等	
行政運営	<p>1 行政運営の基本等</p> <p>(1) <u>市は、市の将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行うことを定めます。</u></p> <p>(2) <u>行政運営は、次に掲げることを基本として、行われることを定めます。</u></p> <p>ア <u>市政に関する情報は市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。</u></p> <p>イ <u>市民の意思を市政に的確に反映するため、市民の参加を推進すること。</u></p> <p>ウ <u>市民からの提案等に的確に応答すること。</u></p> <p>エ <u>市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。</u></p> <p>オ <u>施策や事業等の実施に当たっては、公正性、公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。</u></p> <p>カ <u>法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。</u></p> <p>(3) <u>市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に対応して整備することを定めます。</u></p> <p>(4) <u>市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人又は当該出資法人を所管する執行機関に対して適切な指導及び調整を行うことを定めます。</u></p>	<p>(2) 行政運営</p> <p><u>市長その他の執行機関は、次のことを踏まえ、行政運営を行わなければなりません。</u></p> <p><u>市民との情報共有を図り、行政活動に関する情報を市民に説明するとともに、市民からの提案等に対して応答に努めること。</u></p> <p><u>行政活動の各段階において市民参加を推進し、市民の意思が市政に適切に反映されるようにすること。</u></p> <p><u>市民の自主的な活動を尊重し、市民との協働による市政を進めること。</u></p> <p><u>効果的、効率的かつ総合的に実施されること。</u></p> <p><u>公正・公平の確保と透明性の向上を図ること。</u></p> <p><u>法令の解釈は、この条例の趣旨にのっとり行われること。</u></p> <p><u>行政の組織、制度及び運用について不断の見直しを図ること。</u></p> <p>(3) 計画的な行政運営</p> <p><u>市政は、総合計画(長期的な展望に立って、市の政策の基本的方向を総合的に示す計画をいいます。以下同じ。)及び部門別の基本計画等の基本的方向に沿って、相互に整合性を図りながら、運営されなければなりません。</u></p> <p>(4) 行政組織のあり方</p> <p><u>市の組織は、次のことに留意して整備され、運営されなければなりません。</u></p> <p>ア <u>簡素で、効率的、機能的かつ総合的であること。</u></p> <p>イ <u>社会経済情勢の変化及び市民ニーズ等の変化に、柔軟かつ弾力的に対応できること。</u></p> <p><u>市長は、前項の趣旨に従って、市の出資法人の設置及び運営がなされるよう、指導及び調整に努めなければなりません。</u></p>

項目	条例素案	検討委員会報告書
第三 執行機関 行政運営等		
財政運営	<p>2 財政運営等</p> <p>(1) 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、<u>評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めることを定めます。</u></p> <p>(2) 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、<u>財政運営の透明性の確保に努めることを定めます。</u></p> <p>(3) 執行機関（市長及び教育委員会に限る。）及び市が経営する地方公営企業の管理者は、市の所有する財産の適正な管理及び効率的な運用を行うとともに、<u>市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めることを定めます。</u></p>	<p>(5) 財政運営等</p> <p><u>市の財政は、これが市民の税金その他の貴重な財源によって支えられていることを踏まえ、中長期的な視野に立ち、自主的かつ健全に運営されなければなりません。</u></p> <p><u>市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画及び評価の結果を踏まえ、効率的かつ効果的に財源を活用しなければなりません。</u></p> <p><u>市長は、予算の編成及び執行に当たっては、市民との情報の共有を図り、市政の透明性を高めるため、その過程を分かりやすく公表するよう努めなければなりません。</u></p> <p><u>市長その他執行機関は、市の所有する財産の適正な管理及び効率的な運用に努めるとともに、その状況について、市民にわかりやすいものとして公表しなければなりません。</u></p>
評価	<p>3 評価</p> <p>(1) 市は、効率的かつ効果的な行政運営を推進し、総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、<u>施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施することを定めます。</u></p> <p>(2) 評価の指標等は市民の視点に立脚したものであり、<u>評価結果は市民にとってわかりやすいものとする</u>ことを定めます。</p> <p>(3) 市は、前項の評価結果を公表するとともに、<u>施策、事業等に適切に反映させることを定めます。</u></p>	<p>(4) 評価</p> <p>市は、効率的かつ効果的な市政運営を推進し、総合計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、<u>施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、施策、事業等について、評価を実施するものとします。</u></p> <p><u>評価にかかわる項目及び指標は市民の視点に立脚したものであり、評価結果は市民にとってわかりやすいものでなければなりません。</u></p> <p>市は、<u>評価結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させなければなりません。</u></p> <p><u>評価制度の運営に当たっては、市民の参加による委員会を設けます。</u></p>
苦情、不服等に対する措置	<p>4 苦情、不服等に対する措置</p> <p>(1) <u>市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関の設置を定めます。</u></p> <p>(2) (1)に定めるもののほか、<u>本市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じることを定めます。</u></p>	<p>(6) 苦情、不服等に対する措置</p> <p><u>市民は、市政に関する苦情、不服等について、市に対して、簡易迅速にその処理、救済等を求めることができます。</u></p> <p><u>市は、前項の市民の求めに応じる制度を設け、この条例による自治運営の基本原則と市民の権利保障に努める責務に基づいてその運用を図ります。</u></p> <p>市は前項に定めるもののほか、<u>市民の権利利益の保護に必要な措置を講じなければなりません。</u></p>

項目	条例素案	検討委員会報告書
第三	執行機関	
区		
区	<p>1 区及び区役所</p> <p>(1) <u>市は、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、当該区域における市政への市民の参加と市民との協働により暮らしやすい地域社会を築き、市民への身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するため、それぞれの区域を単位として区を設置することを定めます。</u></p> <p>(2) (1)の目的を達成するため、それぞれの区に区役所を置くことを定めます。</p> <p>(3) <u>それぞれの区役所に長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理することを定めます。</u></p>	<p>4 区</p> <p>(区及び区役所)</p> <p><u>「地域のことは地域で決めて実行する」ことを基本に、参加と協働を原則とし、地域のまちづくりを進めるとともに、区民(それぞれの区内に住所を有する人、区内で働き又は学ぶ人並びに区内で活動する人及び団体をいいます。以下同じ。)に身近なサービスを総合的に実施するため、市域を分けて区を設けます。</u></p> <p>前項の目的を達成するため、区に区役所を置きます。</p>
	<p>2 区長の職務</p> <p><u>区長は、前記1-(1)に定める区の設置目的を達成するため、次に掲げる職務を担うものとすることを定めます。</u></p> <p>(1) <u>区における地域の課題を的確に把握し、参加と協働を原則として、その迅速な解決に努めること。</u></p> <p>(2) <u>区民(区の区域内における市民をいいます。以下同じ。)に便利で快適な行政サービスを効率的かつ効果的に提供しよう努めること。</u></p> <p>(3) <u>区民の自主的な活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。</u></p>	<p>(区役所の役割と責務)</p> <p><u>区役所は、参加と協働を原則として、区におけるまちづくりに関する課題の解決を総合的に推進します。</u></p> <p><u>区役所は、区民の生活に身近なサービスを総合的に提供する拠点として、利便性の高いサービスが、効果的・効率的に提供されるよう努めなければなりません。</u></p> <p><u>区役所は、区民との協働を推進するため、市民活動についての支援施策を講じるものとします。</u></p>
	<p>3 区に関する市長の責務</p> <p><u>市長は、区長がその職務を的確に遂行できるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めることを定めます。</u></p>	<p>(区に関する市長の責務)</p> <p><u>市長は、区民の意見を的確に受け止め、市政に反映するよう努めなければなりません。</u></p> <p><u>市長は、区役所が、区民との協働の拠点として、また、区民の生活に最も身近な行政機関としての役割を的確に果たすことができるよう、親しみやすく、開かれ、かつ分かりやすい組織運営に努めなければなりません。</u></p> <p>(区の前記の確保)</p> <p><u>市長は、区における課題の解決を図るため、必要な予算の確保に努めなければなりません。</u></p>

項目 条例素案		検討委員会報告書
第三 執行機関		
区		
	4 区民会議 (1) 区における重要課題を審議し、区長及び市長その他の執行機関に提言することを目的として、 <u>区民による会議</u> （以下「区民会議」といいます。）の設置を定めます。 (2) 区長及び市長その他の執行機関は、区民会議の審議結果を尊重し、その内容を市政に反映するよう努めることを定めます。	<u>（区における自治の推進）</u> <u>区民による地域のまちづくりを進めるため、区に関する重要課題を審議し、区長及び市長に意見を述べる区民会議を設置します。</u> <u>区長及び市長並びに区選出議員は、区民会議の審議結果を尊重し、その意見をそれぞれの職務の遂行に際して反映するよう努めなければなりません。</u>
第3 自治運営の基本原則に基づく制度等		
第一 情報共有による自治の営み		
情報提供	1 情報提供 (1) 市は、 <u>市民生活において必要な情報</u> について、市民に積極的に提供することを定めます。 (2) 情報の提供は、わかりやすく、かつ適時に行うことを定めます。	(1) 情報提供 市は、 <u>総合計画その他重要な計画及び主要な事業に関する情報その他の市民生活にかかわる情報</u> について、市民に積極的に提供しなければなりません。また、情報の提供は、わかりやすく、かつ適時に行われなければなりません。
情報公開	2 情報公開 (1) 市民は、 <u>市政に関する情報</u> について、市にその開示を求めることができます。 (2) 市は、前項の請求に対しては、 <u>正当な理由がない限り、これに誠実に応じることを定めます。</u>	(2) 情報公開 市民は、 <u>その知る権利に基づき、市が保有する情報</u> について、開示を求めることができます。市は、市民からの開示の請求に対しては、 <u>その説明責務を果たすため、正当な理由がない限り、これに応じなければなりません。</u>
個人情報保護	3 個人情報保護 (1) 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ることを定めます。 (2) 市民は、 <u>自己の個人情報</u> について、市にその開示、削除、訂正又は目的外利用等の中止を求めることができます。 (3) 市は、前項の請求に対しては、 <u>正当な理由がない限り、これに誠実に応じることを定めます。</u>	(3) 個人情報保護 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図らなければなりません。市民は、 <u>その自己情報をコントロールする権利に基づき、その開示、削除、訂正又は目的外利用等の中止を求めることができます。</u> 市は、市民からの開示等の請求に対しては、 <u>正当な理由がない限り、これに応じなければなりません。</u>
会議公開制度	4 会議公開 <u>執行機関に置かれる審議会、委員会等</u> （以下「審議会等」といいます。）の会議は、 <u>正当な理由のない限り、公開されることを定めます。</u>	

項目	条例素案	検討委員会報告書
第3 自治運営の基本原則に基づく制度等		
第二 参加、協働による自治の営み		
多様な参加機 会の保 障	1 多様な参加の機会の整備 <u>市は、事案の内容、性質等に応じて後記2から4までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ることを定めます。</u>	(1) 総合計画等への参加 <u>総合計画及び部門別の基本計画等の策定に当たっては、市民の参加の機会を保障するものとします。</u>
審議 会等 への 参加	2 審議会等への参加 <u>審議会等を設ける場合は、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とすることを定めます。</u>	(2) 審議会等への参加 <u>市の事務事業について、市民の意見、学識者の専門的意見等の反映又は公正の確保を図るために設置された審議会等の市民委員は、公募によることを原則とします。</u> 前項の審議会等の会議は、正当な理由のない限り、 <u>市民に公開されるものとします。</u>
パブ リッ ク・ コメ ント 手続	3 パブリック・コメント手続 (1) 市は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を求める手続（以下「パブリック・コメント手続」という。）をとることを定めます。 (2) 市長その他の執行機関は、パブリック・コメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方をとりまとめて公表することを定めます。	(3) パブリック・コメント制度 市は、 <u>市民の参加する権利及び意見を表明し、提案する権利を保障するとともに、市政の過程の公正の確保と市政の透明性の向上を図るため、市民生活に大きな影響を及ぼす事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を求める手続（以下「パブリック・コメント制度」という。）をとらなければなりません。</u> 市長その他の執行機関の長は、 <u>パブリック・コメント制度により提出された市民の意見を十分考慮して事案の策定に対する意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方をとりまとめて公表しなければなりません。</u> <u>その他パブリック・コメント制度に必要な事項は、別に定めます。</u>

項目	条例素案	検討委員会報告書
第3 自治運営の基本原則に基づく制度等		
第二 参加、協働による自治の営み		
住民投票制度	4 住民投票制度 (1) <u>市は、住民（市民のうち本市の区域内に住所を有する人をいいます。以下同じ。）</u> 、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができることを定めます。 (2) <u>市長及び議会は、住民投票の結果を尊重することを定めます。</u>	(5) 住民投票制度 <u>市は、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認し、その結果を市政運営に反映させるため、住民投票を実施することができます。</u> <u>住民、議会又は市長は、市政に係る重要事項について住民投票を発議することができます。</u> <u>市長は、住民投票を実施するに当たっては、住民投票の対象とされた事項について、その争点に関する情報の周知を図るとともに、住民の間で十分な討議が行えるよう努めなければなりません。</u> <u>市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</u> <u>その他住民投票を実施する上で必要な事項は、別に条例で定めます。</u>
協働のための施策整備等	5 協働のための施策整備等 <u>市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進するための施策を整備し、その体系化を図ることを定めます。</u>	(6) 協働のための施策整備等 <u>市民は、暮らしやすい地域社会の実現のために、市民自治の推進とともに担うことを目的として、市と協働して公共的な課題の解決に当たります。</u> <u>前項の目的を達成するため、市は、市民と協働し、公共的な課題を解決するための施策を整備し、その推進を図らなければなりません。</u>
第三 自治の営みのあり方		
自治の営みのあり方	<u>市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民の参加による審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等のあり方について調査審議することを定めます。</u>	<u>(仮称)川崎市自治推進委員会</u> <u>この条例に基づく、自治の取組の状況について審議するため、(仮称)川崎市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。</u> <u>委員会は、市長から諮問を受けて審議を行い、市長に答申します。</u> <u>委員会は審議結果に基づき、答申に併せて自治の推進について提言することができます。</u> <u>前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。</u>
第4 国や他の自治体との関係		
国や他の自治体との関係について	第4 国や他の自治体との関係 (1) <u>市は、市政の運営に当たっては、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力することを定めます。</u> (2) <u>市は、共通する課題を解決するため、積極的に他の自治体と連携を図り、その解決に努めることを定めます。</u>	国や他の自治体との関係について <u>市は、国及び県と対等・協力の関係にあることを踏まえ、市全体の利益のためにその権限を行使しなければなりません。</u> <u>市は、積極的に他の自治体と連携を図り、共通する課題の解決に努めなければなりません。</u>

